

広島市とイオン株式会社との包括提携協定書

広島市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)は、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 行政情報発信・観光情報発信に関すること
- (2) 地産地消推進・産品販売の促進に関すること
- (3) 健康増進・食育に関すること
- (4) 子育て支援に関すること
- (5) 教育・文化の振興に関すること
- (6) 高齢者・障害者支援に関すること
- (7) 環境保全・環境活動の支援に関すること
- (8) 災害対策、防災・防犯に関すること
- (9) I Cカードの活用に関すること
- (10) その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月15日

甲：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

広島市長

松井 一實



乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役社長

岡田 元也

